

○日本下水道事業団役員給与規程

昭和48年3月31日
規 程 第 6 号

[沿革] 昭和49年1月10日規程第1号改正
昭和50年1月18日規程第1号改正
昭和51年2月19日規程第3号改正
昭和52年1月8日規程第2号改正
昭和54年11月30日規程第10号改正
昭和59年2月7日規程第1号改正
昭和60年12月20日規程第3号改正
昭和62年12月20日規程第5号改正
平成元年12月15日規程第6号改正
平成3年12月19日規程第3号改正
平成5年11月18日規程第8号改正
平成6年11月15日規程第11号改正
平成8年12月16日規程第16号改正
平成10年12月28日規程第25号改正
平成14年3月29日規程第8号改正
平成14年11月29日規程第18号改正
平成15年10月30日規程第13号改正
平成18年3月31日規程第13号改正
平成20年3月27日規程第24号改正
平成21年11月24日規程第4号改正
平成22年11月30日規程第14号改正
平成25年4月1日規程第11号改正
平成26年12月26日規程第8号改正
令和5年10月24日規程第16号改正
令和7年2月6日規程第2号改正

昭和49年6月14日規程第20号改正
昭和50年9月3日規程第44号改正
昭和51年12月2日規程第18号改正
昭和53年1月13日規程第1号改正
昭和56年4月1日規程第1号改正
昭和59年12月25日規程第13号改正
昭和61年12月10日規程第13号改正
昭和63年12月20日規程第11号改正
平成2年12月20日規程第7号改正
平成4年12月16日規程第17号改正
平成6年8月31日規程第7号改正
平成7年10月23日規程第6号改正
平成10年3月12日規程第5号改正
平成12年12月21日規程第23号改正
平成14年11月1日規程第16号改正
平成15年10月1日規程第11号改正
平成17年11月30日規程第6号改正
平成19年4月5日規程第8号改正
平成21年6月3日規程第1号改正
平成22年3月31日規程第11号改正
平成24年3月28日規程第4号改正
平成26年11月25日規程第3号改正
平成30年1月24日規程第3号改正
令和6年2月5日規程第1号改正

(総則)

第1条 日本下水道事業団の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(平成14規程16・平成15規程13・一部改正)

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

(本給)

第4条 役員の本給の月額、次の各号に掲げる役員に対してそれぞれ当該各号の定める額による。

- 一 理事長 974, 000円
- 二 副理事長 891, 000円
- 三 理事 794, 000円
- 四 監事 682, 000円

(平成7規程6・平成8規程16・平成10規程5・平成10規程25・平成14規程8・平成14規程18・平成15規程13・平成17規程6・平成18規程13・平成19規程8・平成20規程24・平成21規程4・平成22規程14・平成24規程4・平成26規程8・令6規程1・一部改正・令7規程2・一部改正)

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、日本下水道事業団職員給与規程(昭和48年規程第7号)第11条及び第12条の規定に準じて役員に対し支給する。

(平成18規程13・平成22規程11・一部改正・平成26規程8・第2号削除)

(通勤手当)

第5条の2 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(平成15規程13・平成18規程13・一部改正)

(単身赴任手当)

第5条の3 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2の規定に準じて支給する。

- 2 日本下水道事業団職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものである場合に前項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条の2第3項の規定を準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、前職において国家公務員又は日本下水道事業団職員以外の身分であった者が、新たに役員に任命された場合について、本条第1項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(平成15規程13・追加、令和5規程16・一部改正)

(非常勤役員手当)

第5条の4 非常勤の理事については、非常勤役員手当を支給しない。

- 2 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額235,000円とする。

(平成7規程6・平成14規程16・平成14規程18・一部改正、平成15規程13・旧第5条の3繰下・平成17規程6・平成18規程13・平成19規程8・平成20規程24・平成22規程14・平成24規程4・一部改正・令6規程1・一部改正・令7規程2・一部改正)

(給与支給定日)

第6条 役員の給与(通勤手当及び特別手当を除く。第7条及び第8条において同じ。)の支給定日は、毎月16日(その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)とする。ただし、特別手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

(平成15規程13・一部改正)

(新たに役員に任命された者の給与)

第7条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその月分の給与(通勤手当を除く。)については、給与の月額をその月の土曜日及び日曜日を除く日数で除して得た額に新たに役員に任命された日から月の末日までの土曜日及び日曜日を除く日数を乗じて得た額とする。

(平成10規程5・一部改正)

(役員でなくなった者の給与)

第8条 月の末日以外の日において退職し又は解任されて役員でなくなった者に対するその月分の給与(通勤手当を除く。)については、その月分の給与の月額をその月の土曜日及び日曜日を除く日数で除して得た額に、月の初日からその者が退職し又は解任された日までの土曜日及び日曜日を除く日数を乗じて得た額を支給する。ただし、役員が退職した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、退職時の給与の月額をその月の土曜日及び日曜日を除く日数で除して得た額に月の初日から再び役員に任命された日の前日までの土曜日及び日曜日を除く日数を乗じて得た額を支給する。

2 月の末日以外の日において死亡して役員でなくなった者に対するその月分の給与(通勤手当を除く。)については、給与の月額の全額を支給する。

(平成10規程5・一部改正)

(特別手当)

第9条 特別手当は、原則として、夏季及び年末において、別に定める日に支給する。

2 特別手当の額は、それぞれ別に定める基準日現在において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員について定める支給率に同法第19条の7第2項第一号ロに定める支給率を加えた支給率を乗じて得た額を基礎とし、在職期間を勘案して別に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し又は減額することが出来る。

3 前項ただし書の増額又は減額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第18条第3項後段の規定により解任された役員又は日本下水道事業団定款(昭和50年7月15日制定)第12条第1項第2号の規定により解任された役員若しくは同条第2項の規定により解任された役員(同条同項第1号の規定により解任された役員を除く。)

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間

に退職し又は解任された役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し又は解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

三 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

- 5 役員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項及び同項第2号、第3項第3号並びに第4項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第1項第2号中「公務」とあるのは「事業団業務」と読み替える。

（平成10規程5・平成12規程23・平成14規程18・平成15規程11・平成21規程1・一部改正）

（端数の処理）

第10条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行なう。

附 則

- この規程は、昭和47年11月1日から適用する。
- 昭和47年11月1日からこの規程の制定の日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。この場合において、昭和47年の年末の特別手当については、第8条中「100分の19」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。
- 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における第4条に規定する役員の本給の月額及び第5条の4に規定する非常勤役員手当は、同条に規定する額から、その額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。
- 特例期間における第5条に規定する特別調整手当の月額は、同条の規定により算定される額から、その額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。
- 特例期間における第9条に規定する特別手当の額は、同条の規定により算定される額から、その額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。
- 第3項の規定にかかわらず、第4項及び前項の手当の額の算出の基礎となる本給の月額は、第4条に規定する額とする。
- 第3項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（平成25規程11・一部改正）
- 平成29年末に支給する特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「同法第19条の7第2項第1号ロに定める支給率」とあるのは、「100分の112.5」とする。
（平成30規程3・一部改正）

附 則（昭和49年1月10日規程第1号）

- この規程は、昭和48年4月1日から適用する。
- 昭和48年4月1日からこの規程の制定までの前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年6月14日規程第20号）

- この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

- 2 昭和49年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年1月18日規程第1号)

- 1 この規程は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年9月3日規程第44号)

この規程は、昭和50年8月1日から適用する。

附 則(昭和51年2月19日規程第3号)

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和51年12月2日規程第18号)

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。ただし、昭和51年夏季に支給する特別手当の額については、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず別に定める。

附 則(昭和52年1月8日規程第2号)

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和53年1月13日規程第1号)

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和54年11月30日規程第10号)

- 1 この規程は、昭和54年12月1日から適用する。
- 2 昭和54年12月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和56年4月1日規程第1号)

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 昭和56年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和59年2月7日規程第1号)

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 昭和58年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和59年12月25日規程第13号)

- 1 この規程は、昭和59年12月25日から施行し、この規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和60年12月20日規程第3号)

- 1 この規程は、昭和60年12月20日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。ただし、第5条第1項の改正規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年12月10日規程第13号）

- 1 この規程は、昭和61年12月10日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年12月10日規程第5号）

- 1 この規程は、昭和62年12月10日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年12月20日規程第11号）

- 1 この規程は、昭和63年12月20日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年12月15日規程第6号）

- 1 この規程は、平成元年12月15日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成2年12月20日規程第7号）

- 1 この規程は、平成2年12月20日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年12月19日規程第3号）

- 1 この規程は、平成3年12月19日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定並びに第7条、第8条及び第9条第2項の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の日本下水道事業団役員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給

与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成4年12月16日規程第17号)

- 1 この規程は、平成4年12月16日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定及び附則第4項の規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、改正後の規程第5条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

附 則(平成5年11月18日規程第8号)

- 1 この規程は、平成5年11月18日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成6年8月31日規程第7号)

この規程は、平成6年9月1日から適用する。

附 則(平成6年11月15日規程第11号)

- 1 この規程は、平成6年11月11日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成7年10月23日規程第6号)

- 1 この規程は、平成7年11月1日から施行する。ただし、第5条の2第2項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成8年12月16日規程第16号)

- 1 この規程は、平成8年12月16日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成10年3月12日規程第5号)

- 1 この規程は、平成10年3月12日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程

(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項及び同条第3項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

- 2 平成10年3月に支給する特別手当に関する改正後の規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第19条の8第2項に定める支給率」とあるのは、「100分の50」とする。

附 則 (平成10年12月28日規程第25号)

- 1 この規程は、平成10年12月28日から施行し、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成12年12月21日規程第23号)

この規程は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成14年3月29日規程第8号)

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年11月1日規程第16号)

この規程は、平成14年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年の年末に支給する特別手当(以下単に「特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、この規定による改正後の規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - 一 基準日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち本給及びその額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給与等」という。)の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の規定により算定した場合の給与等の額の合計額

附 則 (平成15年10月1日規程第11号)

この規程は、平成15年10月1日から適用する。

附 則 (平成15年10月30日規程第13号)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年末に支給する特別手当(以下「年末特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規程にかかわらず、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により算定される年末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、年末特別手当は支給しない。
 - 一 平成15年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月からの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1

日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年夏季に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、年末特別手当の調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年11月30日規程第6号)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成17年末に支給する特別手当(以下「年末特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規程にかかわらず、改正後の日本下水道事業団役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により算定される年末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、年末特別手当は支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年夏季に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、年末特別手当の調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月31日規程第13号)

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月5日規程第8号)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月27日規程第24号)

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月3日規程第1号)

1 この規程は、平成21年6月1日から適用する。

2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条第2項の規定の適用について、「一般職給与法第19条の4第2項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員について定める支給率」とあるのは、「百分の七十」と、「同法第19条の7第2項第一号ロに定める支給率」とあるのは、「百分の七十五」とする。

附 則 (平成21年11月24日規程第4号)

1 この規程は、平成21年12月1日から適用する。

2 平成21年末に支給する特別手当(以下「年末特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される年末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、年末特別手当は支給しない。

一 平成21年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給及び特別調整手当、単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定に準じて支給する交通距離の区分に応じて加算する額を除く)の月額の合計額に100分の0.22を乗じて得た

額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成21年夏季に支給された特別手当の額に100分の0.22を乗じて得た額

附 則(平成22年3月31日規程第11号)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年11月30日規程第14号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から適用する。
- 2 平成22年末に支給する特別手当(以下「年末特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される年末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、年末特別手当は支給しない。

一 平成22年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給及び特別調整手当、単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定に準じて支給する交通距離の区分に応じて加算する額を除く)の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成22年夏季に支給された特別手当の額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則(平成24年3月28日規程第9号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成24年6月に支給する特別手当(以下「夏季特別手当」という。)の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される夏季特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、夏季特別手当は支給しない。

一 平成23年4月1日(同月2日から適用日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本給及び特別調整手当、単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定に準じて支給する交通距離の区分に応じて加算する額を除く)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から平成24年3月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成23年夏季及び年末に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則(平成25年4月1日規程第11号)

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年11月25日規程第3号)

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規程第8号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き役員である者で、その者の受ける本給の月額が同日において受けていた本給の月額に達しないこととなるもの（別に定める役員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き役員である者（前項に規定する者を除く。）について、同項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに役員となった者について、選任又は任命の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則（平成30年1月24日規程第3号）

- 1 この改正規程は、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年10月24日規程第16号）

この改正規程は、令和5年10月24日以降に支給する手当から適用する。

附 則（令和6年2月5日規程第1号）

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年2月6日規程第2号）

- 1 この改正規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。